

# 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について (青少年の雇用の促進等に関する法律第11条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正)

## 制度概要

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第33条の規定により読み替えて適用する同法第11条の規定により、地方運輸局は、労働に関する法律の規定（下記①～③）の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた求人者について、一定期間、新規学校卒業者等の求人を受理しないこと（以下「求人不受理」という。）ができるとされており、その要件となる違反の対象条項を政令において列挙している。

- ① 過重労働の規制等に関する規定
- ② 仕事と育児等の両立等に関する規定
- ③ その他青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

## 改正内容

第190回通常国会で成立した雇用保険法等の一部を改正する法律において、以下の法律に事業主に対する新たな義務規定が設けられたことに伴い、求人不受理の要件となる違反の対象条項にこれらを追加することとなった。

- ◆ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- ◆ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

### 追加する求人不受理の対象条項

### 追加理由

#### 男女雇用機会均等法第11条の2第1項

事業主は、女性労働者が妊娠、出産したこと等を理由として、当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない旨の規定

現行、女性労働者が妊娠、出産したこと等を理由とした事業主による不利益取扱いの禁止を定めた男女雇用機会均等法第9条は、上記②に該当することから、求人不受理の対象条項としている。同法第11条の2も、上記②に該当することとして、求人不受理の対象条項に追加する。

#### 育児・介護休業法第25条

事業主は、労働者が育児休業、介護休業等の両立支援制度を利用したこと等を理由として、当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない旨の規定

現行、労働者が育児休業の申出をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いの禁止を定めた育児・介護休業法第10条は、上記②に該当することから、求人不受理の対象条項としている。同法第25条も、上記②に該当することとして、求人不受理の対象条項に追加する。

施行期日：平成29年1月1日